

[事案 21-80] 入院・手術給付金請求

・平成 22 年 12 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約解除となったが、加入時に営業担当者に通院の事実を伝えていたとして、契約解除の取消し、入院・手術給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 11 月、新しい保険(積立型保険、医療保険等)への加入手続きをするとともに、加入していた個人年金保険を払済年金に変更した。

その後、平成 20 年 2 月中旬～3 月初旬に約 3 週間、A 病院に入院し股関節手術を受け、退院後に相手方会社に連絡をしたところ、担当者は申立契約には通院特約が付保されているものと誤信し、通院終了の後に請求するように説明された。

そこで指示に従い、同年 7 月に給付金請求をしたところ、相手方会社は、告知日の 4 日前に「右変形股関節症」で A 病院に通院していたことの告知義務違反として医療保険の解除及び給付金不支払いを通知してきたが、納得がいかないので、次のとおり請求する。

◎申立人の請求

1. 従前の個人年金保険の復旧、復旧した従前の保険契約にしたがって入院・手術給付金を支払うこと。
2. 復旧後の保険のうち、死亡・医療保障に関する特約を平成 20 年 4 月 1 日に遡って解約すること。
3. 本件保険契約の既払込保険料は、従前の保険契約の年金部分の保険料に充当し差額を返還すること。
4. (選択的に)本件契約を有効として、特定部位不担保の条件を付けずに入院給付金等を支払う場合は清算不要。

◎請求理由

- (1) 平成 19 年 10 月に募集人より新しい保険への加入を勧められた際、営業担当者に対し、これまでの通院歴や今後手術も考えていることを伝えたところ、「新契約でも股関節の入院及び手術も保障されます」と説明を受けた。
- (2) 平成 19 年 11 月に営業担当者と営業所長が自宅を訪問した際にも、通院歴や今後手術も考えている話をした。
- (3) 契約申込みの際、担当者と営業所長は、整骨院の通院歴のみ記載した告知書を確認したにもかかわらず、通院歴の話をした病院が記載漏れとなっていることを指摘しなかった。
- (4) 契約解除通知に関して説明を受けた際、営業担当者は「私は聞いていたけど告知書に記入されていなかったからだめなのです」と発言しており、募集人が通院歴や手術予定を認識していたことは明らかである。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人には告知義務違反が認められ、契約解除という当社の判断に変更

はなく、申立人の請求に応ずることはできない。

但し、申立人からの「通院特約は何日分支払われるのか」という問い合わせに対し、担当者は、当該契約に通院特約が付保されていると勘違いし、給付金の支払請求を遅らせる結果となったことは認める。

(1) 営業担当者及び営業所長は、「股関節痛で通院している」ということのみ申立人より聞いており、通院先（病院であるか整骨院であるか等）については聞いていない。また、告知書記入時には、「ありのまま正確に記入してください」と説明している。したがって、募集時における不適正な取扱いとは認められない。

(2) 申立人は、告知書第1項（最近3カ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか）に該当する告知日の4日前のA病院への通院について告知していない。また、B病院にてレントゲン検査により「右変形性股関節症」等と診断され、リハビリ目的で平成18年6月に計10日間通院していた事実についても告知しておらず、告知義務に違反している。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、これを解釈すると、①前記申立人の主張の1～3の請求は、「募集人が告知義務に違反した場合には契約を取り消される、あるいは保険金等が給付されないという重大な事実の説明がなかったことによる消費者契約法第4条2項（不利益事実の不告知）による取消し、あるいは、股関節痛の疾病があっても保険金が出るという虚偽の説明をしたことによる消費者契約法第4条1項1号（不実告知）又は民法96条（詐欺）による取消の主張と、また、②前記4の主張は、本件解除は解除要件が欠けているので、解除自体が無効であるとの主張と思料し、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人代理人(夫)、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづいて、下記のとおり審理した。

審理の結果、申立人の請求は認められないと判断したが、相手方会社より、担当者の通院特約についての勘違いを配慮し、和解案の提示があり、同案が妥当なものと判断し、生命保険相談所規程第41条第1項を適用して、相手方会社より提案のあった和解案を当事者双方に提示しその受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

1. 前記①(契約取消)について

下記のとおり、本件において募集人の説明義務違反は認定できず、消費者契約法に基づく取消しはできない。また、虚偽の説明に誘導されたという事実が認定できない以上、本件において詐欺による取消しを認めることはできない

(1) 申立人の事情聴取から、申立人が受診歴について営業担当者に正確に伝えたという申立人の主張には疑問があり、募集人が仮に股関節痛があっても保険が出るというのは、あくまでも一般論にしかすぎず、誤った説明があったとは言えない。

(2) また、代理人は事情聴取において、告知書は告知サポート資料を見ながら申立人と

2人で書いたと述べてるが、同資料には第1面に「事実と違うことを告知された場合には保険契約や特約が解除または無効とされたり、保険金や給付金などの支払いが受けられないことがあります。」という文言が記載されており、告知の重要性については事前に説明がなされている。従って、仮に口頭でこの点を注意しなくとも、説明義務に違反するという事にはない。

- (3) 告知書の記載が事実と異なることを知っていながら、営業担当者がこの点を注意しなかったことについては、営業担当者は一般論として記載方法の説明をすることはできるが、告知書の記載自体は全て記載者（契約者等）の責任で行うべきものであり、担当者には具体的な告知書の記載の誤りについて、説明、指摘する法律上の義務はなく、その義務違反ということもありえない。

2. 前記②(解除無効)について

平成18年のB病院への通院の事実、及び告知日の4日前のA病院への通院の事実は各証拠から認定できるので、告知書に虚偽記載があるという客観的な事実は認定できる。本件においては、A病院の受診は申込の4日前で、B病院の受診は1年以上前とはいえ、その後も股関節痛に悩み整骨院に通院しているので、病院へ10日以上も通院した事実を忘れたとは考えられない。従って、本件の告知義務違反は、故意又は重大な過失に基づくものであり、本件解除は有効と判断する。